

令和7年度

合志市国民健康保険事業計画

合志市

健康福祉部 健康ほけん課

## 目次

|         |   |
|---------|---|
| 第1章はじめに | 1 |
|---------|---|

## 第2章 合志市の国民健康保険の現状

### 1 被保険者数の状況

|          |   |
|----------|---|
| 被保険者数の推移 | 2 |
|----------|---|

### 2 財政の状況

|               |   |
|---------------|---|
| 国民健康保険特別会計の状況 | 3 |
| 保険給付費の状況      | 4 |
| 国民健康保険税率の状況   | 5 |
| 国民健康保険税収納の状況  | 6 |
| 財政調整基金の状況     | 7 |

## 第3章 財政運営の健全化へ向けた取り組み

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 国民健康保険税の定期性賦課と収納率向上への取組 | 8   |
| 適正な資格管理の推進              | 8   |
| 医療費適正化への取組              | 8～9 |
| 保健事業の取組                 | 9   |

|      |    |
|------|----|
| おわりに | 10 |
|------|----|

## 第 1 章 はじめに

国民健康保険はわが国の「国民皆保険制度」の礎として、また他の社会保険等へ加入されていない方への最後の砦として重要な役割を担っています。

しかし、その一方で近年の産業構造や、就業形態の変化により自営業者、農林水産業事業者の加入者が減少し、比較的所得水準の低い非正規労働者や無職の方、医療負担の大きい高齢者の方が多く加入されている現状から、多くの自治体で厳しい財政運営を余儀なくされています。そのような中、平成 30 年度から国民健康保険の財政運営主体が都道府県へ移行される制度改革が行われ、本市においても熊本県が財政運営主体となり、国民健康保険事業を行っていますが、依然厳しい財政状況は続いています。

本市においては市の人口は増加傾向にありますが、被用者保険の適用拡大、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴い、国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあり、それに伴い保険税収入は減少しています。そのため、令和 6 年度に国民健康保険税率の見直しを行い、令和 7 年度から新しい税率を適用します。支出については、加入者の高齢化、医療の高度化・高額化等の影響により、医療費総額は横ばい状態であり、一人あたり医療費は増加しています。

このような状況の中で、歳入と歳出のバランスを見直し、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、令和 7 年度合志市国民健康保険事業計画を策定するものです。

## 第2章 合志市国民健康保険の現状

### 1 被保険者数の状況

#### 被保険者数の推移

本市の国民健康保険被保険者数、加入率は減少傾向にあります。医療費負担の大きい前期高齢者（65歳～74歳）の加入者割合は増加傾向にありましたが、令和4年度から、団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行に伴い減少しています。

#### 【被保険者数の推移】

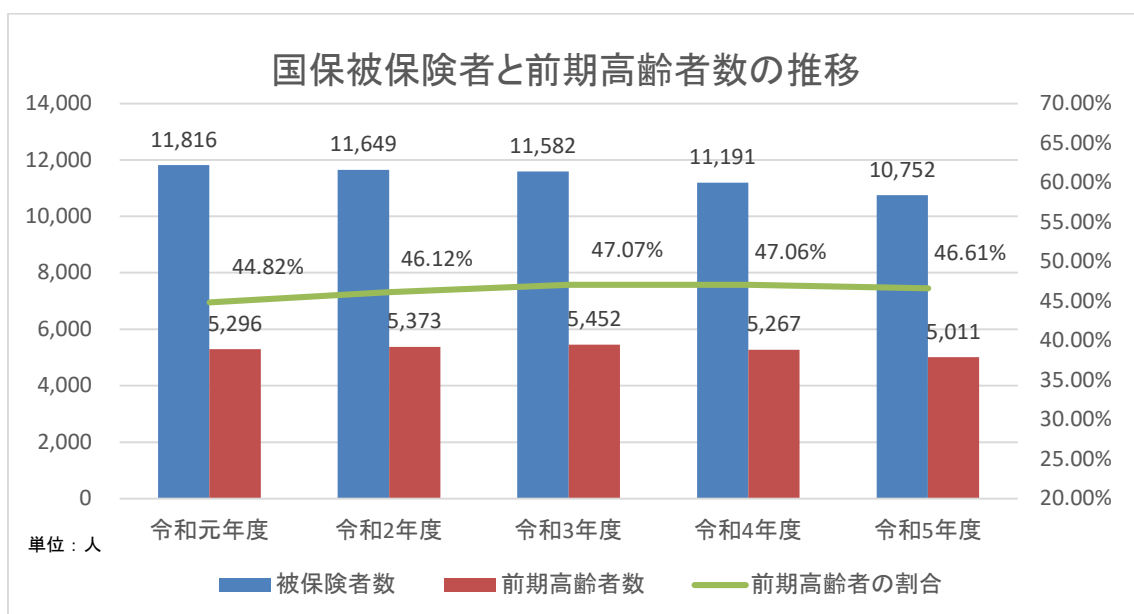
|        | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口     | 62,707 | 63,189 | 63,841 | 64,453 | 64,787 |
| 国保加入者数 | 11,816 | 11,649 | 11,582 | 11,191 | 10,752 |
| 国保加入割合 | 18.84% | 18.44% | 18.14% | 17.36% | 16.60% |

【人口 各年度3月末人口、国保加入者数 事業年報】

#### 【前期高齢者被保険者の構成割合】

|           |        |        |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 65歳～74歳人数 | 5,296  | 5,373  | 5,452  | 5,267  | 5,011  |
| 65歳～74歳割合 | 44.82% | 46.12% | 47.07% | 47.06% | 46.61% |

【前期高齢者人数 事業年報】



## 2 財政の状況

### 国民健康保険特別会計の状況

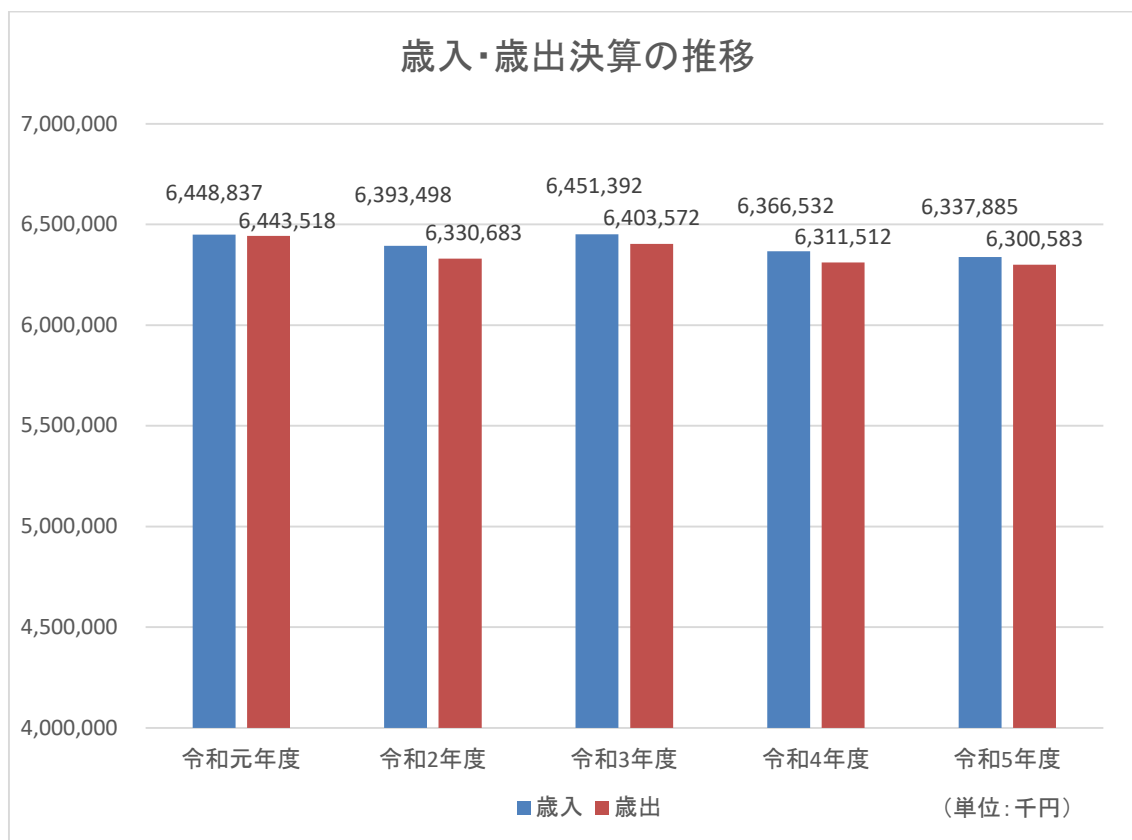
平成30年度の国民健康保険財政の県域化以降の国民健康保険特別会計の歳入・歳出決算状況は以下のとおりです。

被保険者数の減少に伴い減少傾向にあります。

#### 【歳入歳出決算の状況】

単位：千円

|    | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入 | 6,448,837 | 6,393,498 | 6,451,392 | 6,366,532 | 6,337,885 |
| 歳出 | 6,443,518 | 6,330,683 | 6,403,572 | 6,311,512 | 6,300,583 |



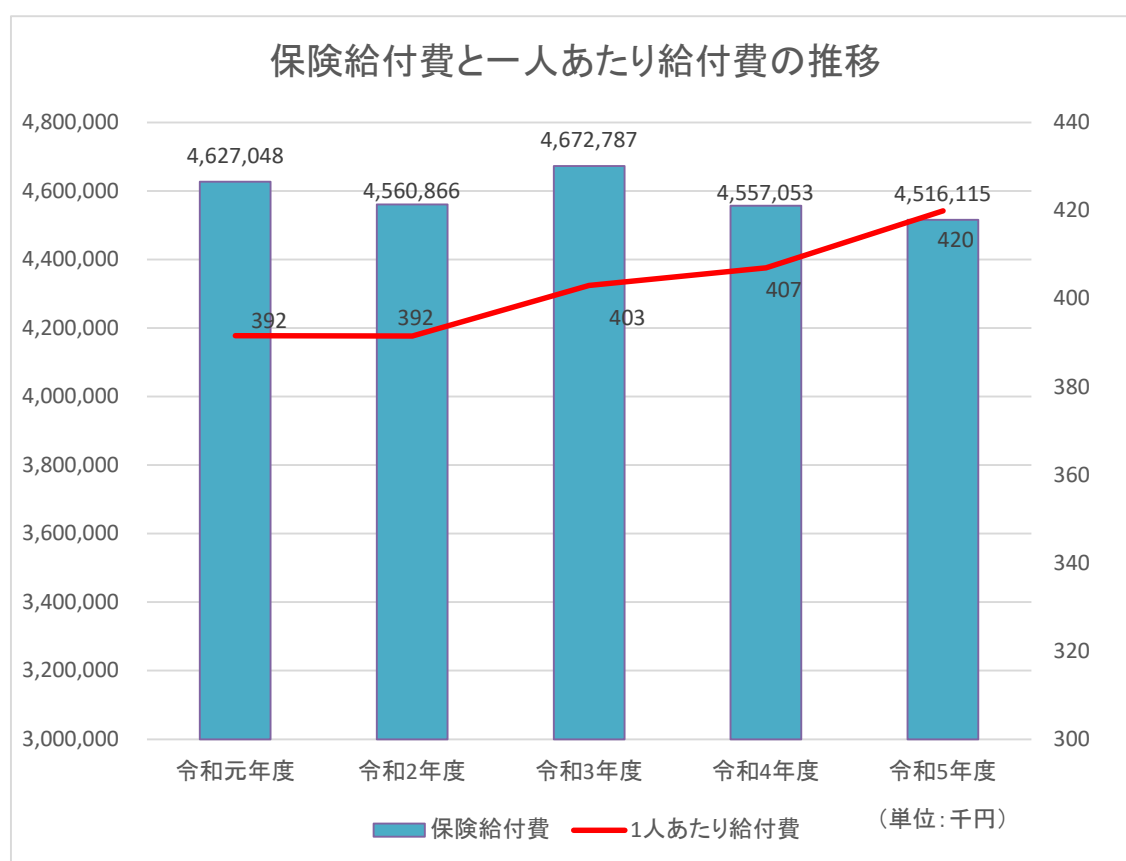
## 保険給付費の状況

保険給付費は令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診控えの影響で減少しましたが、全体としては横ばいの状況にあります。また、一人あたり給付費は医療の高度化・高額化の影響に伴い増加傾向にあります。

### 【保険給付費の状況】

単位：千円

|          | R 1       | R 2       | R 3       | R 4       | R 5       |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 保険給付費    | 4,627,048 | 4,560,866 | 4,672,787 | 4,557,053 | 4,516,115 |
| 一人あたり給付費 | 392       | 392       | 403       | 407       | 420       |



## 国民健康保険税率の状況

国民健康保険税率は平成 24 年度の税率改定以降変更していませんでしたが、令和 6 年度当初予算において約 2 億 3 千万円の財源不足が生じるなど、非常に厳しい財政状況となりました。そのような中で、本市の国民健康保険制度を持続可能なものとするため、令和 6 年度に保険税率の改定を行い、令和 7 年度から新たな税率を用いることとしました。

税率改定により一時的に財政状況は改善することが見込まれますが、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられます。

### 【国民健康保険税率の推移】

|       |       |     | R 2、3    | R 4   | R 5   | R 6   | R 7      |
|-------|-------|-----|----------|-------|-------|-------|----------|
| 医療分   | 応能割   | 所得割 | 9.00%    | →     | →     | →     | 9.50%    |
|       | 応益割   | 均等割 | 27,400 円 | →     | →     | →     | 32,000 円 |
|       |       | 平等割 | 26,300 円 | →     | →     | →     | 23,500 円 |
|       | 賦課限度額 |     | 63 万円    | 65 万円 | →     | →     | 66 万円    |
| 後期支援分 | 応能割   | 所得割 | 2.30%    | →     | →     | →     | 3.20%    |
|       | 応益割   | 均等割 | 6,600 円  | →     | →     | →     | 10,800 円 |
|       |       | 平等割 | 6,700 円  | →     | →     | →     | 7,400 円  |
|       | 賦課限度額 |     | 19 万円    | 20 万円 | 22 万円 | 24 万円 | 26 万円    |
| 介護分   | 応能割   | 所得割 | 1.70%    | →     | →     | →     | 2.90%    |
|       | 応益割   | 均等割 | 8,000 円  | →     | →     | →     | 19,000 円 |
|       |       | 平等割 | 6,000 円  | →     | →     | →     | 廃止       |
|       | 賦課限度額 |     | 17 万円    | →     | →     | →     | →        |

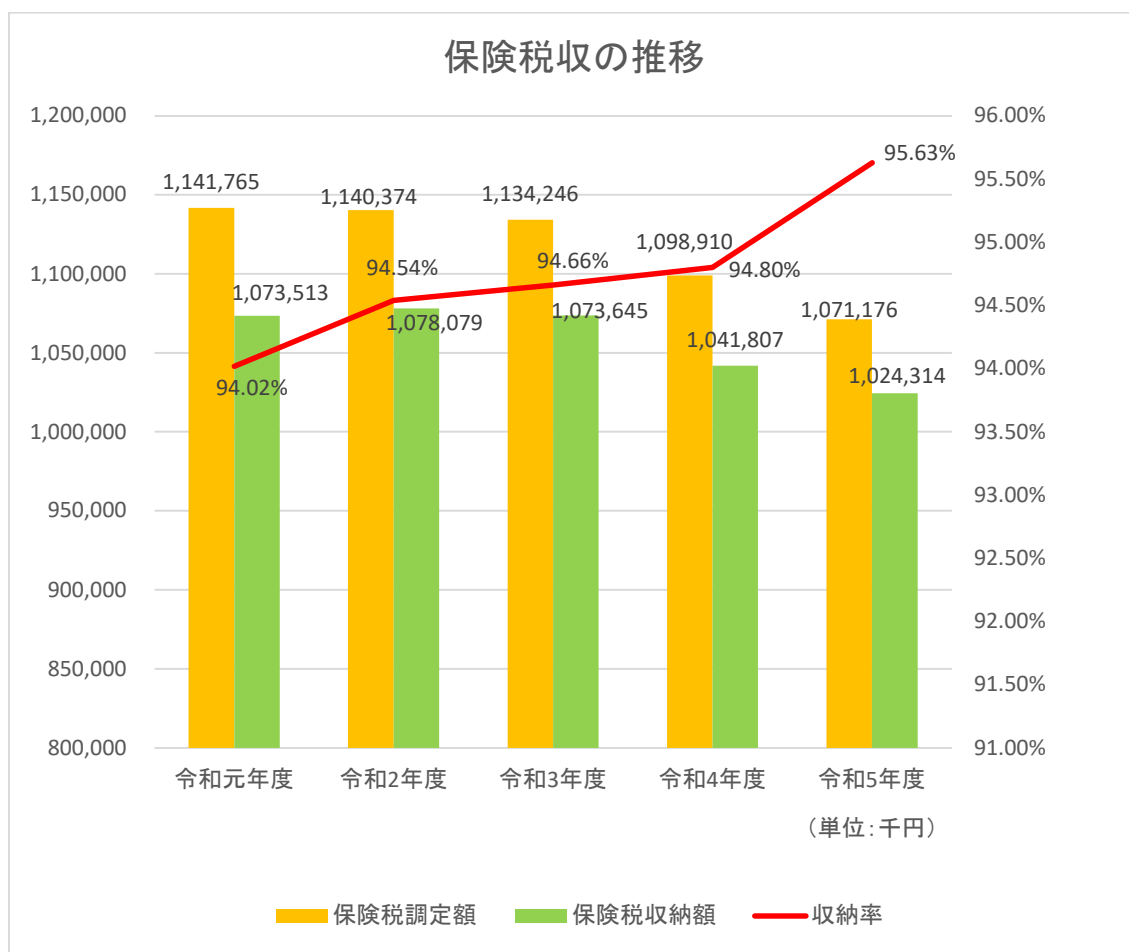
※応能割とは、被保険者の所得（負担能力）により賦課されるもので、応益割とは加入世帯数、被保険者数（受益の割合）により賦課されるものです。

## 国民健康保険税収納の状況

国民健康保険税調定額は被保険者数減の影響により減少しています。収納率については令和元年度に一旦落ち込みましたが、それ以降は回復傾向にあります。

### 【国民健康保険税収納額（現年度分）の推移】

|     | R 1       | R 2       | R 3       | R 4       | R 5       |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 調定額 | 1,141,765 | 1,140,374 | 1,134,246 | 1,098,910 | 1,071,176 |
| 収納額 | 1,073,813 | 1,078,079 | 1,073,645 | 1,041,807 | 1,024,314 |
| 収納率 | 94.02%    | 94.54%    | 94.66%    | 94.80%    | 95.63%    |





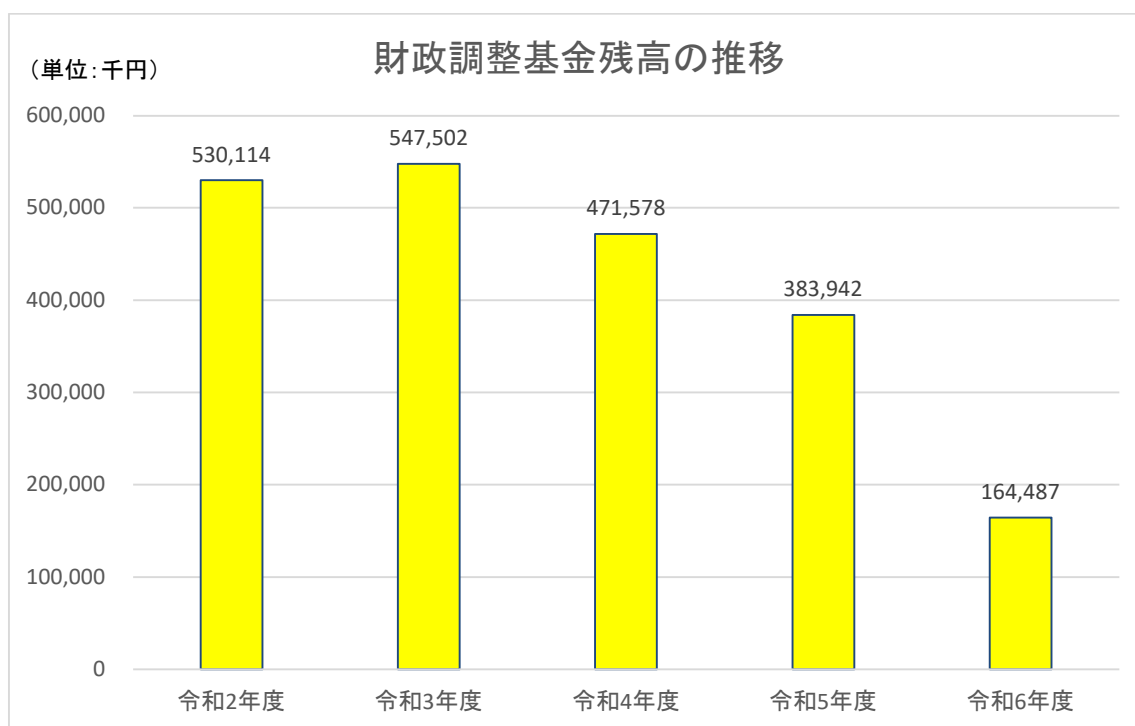
## 財政調整基金の状況

療養給付費の増、税収入の減の中で不足する財源を財政調整基金により補っている状況ですが、令和元年以降財政調整基金の残高は減少傾向にあります。

### 【財政調整基金残高の推移】

単位：千円

|       | R 2      | R 3     | R 4     | R 5     | R 6      |
|-------|----------|---------|---------|---------|----------|
| 年度末残高 | 530,114  | 547,502 | 471,578 | 383,942 | 164,487  |
| 増減    | △101,992 | 17,388  | △75,924 | △87,636 | △219,455 |



## 第3章 財政運営の健全化へ向けた取り組み

このような厳しい財政状況の中、将来にわたり安定的に国民健康保険財政を運営していくため、以下のような取り組みを進めています。

### 国民健康保険税の適正賦課と収納率向上への取組

国民健康保険事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国保税を適正に賦課し、収納していくことが重要です。

県が目指す保険料率の統一を見据えながら、収入と支出のバランスを保つための適正な保険税率について検討を行います。また、適正に賦課を行うため、住民税未申告者に対しては申告の勧奨を行います。また、国民健康保険税未納者に対しては「合志市国民健康保険税滞納対策事業実施要綱」に基づき計画的な納付の勧奨を行い、収納率の向上に努めます。

### 適正な資格管理の推進

資格確認書等の郵送にあわせ、社会保険等への加入があった場合の届け出について周知を行い、適切資格喪失の届け出を促します。

オンライン資格確認による「資格重複状況結果一覧」を活用し、資格重複が疑われる対象者に国民健康保険資格喪失手続きを行うよう勧奨し、必要に応じて職権での資格喪失手続きを行います。

### 医療費適正化への取組

#### 1 被保険者への啓発

被保険者の健康及び医療費について認識を深め、国保事業の健全な運営に資することを目的として、国保連合会の共同処理で提供される医療費通知を送付します。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用率については、増加していますが、県平均を下回っている状況です。新薬（先発医薬品）との差額をお知らせする通知を送付することにより、被保険者へ周知啓発を行います。

【ジェネリック医薬品の利用率】

|     | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用率 | 77.7% | 80.0% | 81.2% | 82.0% | 83.3% |

令和5年度県平均利用率 84.6%

【目標利用率】 84%

## 2 レセプト点検の強化

合志市レセプト点検実施計画書に基づき目標効果率を定め、診療内容の点検、請求点数、給付発生原因などの内容点検を実施します。これまで専門の会計年度任用職員により点検を行っていましたが、令和7年度より業務委託を行うことを検討しており、業務委託後も点検効果率をさらに高められるよう取り組みます。

【レセプト点検効果率の推移】

|       | R1    | R2    | R3    | R4    |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 点検効果率 | 0.10% | 0.10% | 0.13% | 0.10% |

【目標点検効果率】 0.14%

## 3 給付管理の適正化

被用者保険への加入又は他市町村に転出したことによる、合志市国保資格喪失後受診や自己負担割合の変更、減額査定などにより保険給付の不当利得が発生した場合には、早急に対象者に対し、請求を行います。また、本人の申出があった場合や請求金額が高額である場合には、保険者間調整にて不当利得の回収を行います。第三者行為求償事務について、被保険者への届出の勧奨、国保連合会への業務委託による求償等適切に業務を行います。

## 保健事業の取組

「国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」に沿って、特定健康診査をはじめとした保健事業を実施し、被保険者の健康増進を図り、保険給付費の抑制に努めます。

【特定健康診査受診率の推移】

|     | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受診率 | 30.9% | 30.1% | 28.4% | 32.2% | 33.0% |

【目標受診率】 35%

おわりに

誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度は、我が国の社会保障制度の重要な礎であると考えます。その中でも最後の砦である、国民健康保険制度を維持していくため、本計画を策定しました。

本計画に基づき、本市国民健康保険特別会計の健全財政の維持に向けて全力で取り組んでまいりますので、被保険者及びその他市民の皆様におかれましては、本市国民健康保険の現状をご理解いただくとともに、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。